

平成26年4月11日

平成26年 道央廃棄物処理組合議会  
第1回臨時会議案

道央廃棄物処理組合



## 目 次

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合公告式条例）
- 報告第 2 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合の休日を定める条例）
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（平成 25 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（指定金融機関の指定）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合事務局設置条例）
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員定数条例）
- 報告第 9 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例）
- 報告第 10 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 報告第 11 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 報告第 12 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例）
- 報告第 13 号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例）
- 報告第 14 号 専決処分の報告について（平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計暫定予算）
- 議案第 1 号 道央廃棄物処理組合議会定例会条例の制定について
- 議案第 2 号 道央廃棄物処理組合情報公開条例の制定について
- 議案第 3 号 道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例の制定について
- 議案第 4 号 道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例の制定について

- 議案第 10 号 道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第 11 号 道央廃棄物処理組合財産条例の制定について
- 議案第 12 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について
- 議案第 13 号 北海道市町村総合事務組合への加入について
- 議案第 14 号 平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第 15 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 17 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 18 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 19 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第1号

急を要し、組合議会が組織されていないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合公告式条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合公告式条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定により、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布する旨の文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。但し、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「組合」とあるのは「千歳市」とする。



報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第2号

急を要し、組合議会が組織されていないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合の休日を定める条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合の休日を定める条例

(組合の休日)

第1条 次に掲げる日は、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の制限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第3号

急を要し、組合議会が組織されていないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 管理者及び副管理者に対する給与は、支給しない。

(旅費)

第3条 管理者及び副管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、及び宿泊料とする。

(旅費の額)

第4条 旅費の額は、別表に掲げるもののほか、一般職の職員の例による。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専決処分書(写し)

専決処分第4号

急を要し、組合議会が組織されていないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例

別に定めるもののほか、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項については、千歳市職員等の旅費に関する条例（昭和28年千歳市条例第19号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市の機関」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第5号

急を要し、組合議会が組織されていないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について、別冊のとおり専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第6号

急を要し、組合議会が組織されていないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合の指定金融機関を株式会社北海道銀行とし専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎





報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第7号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合事務局設置条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合事務局設置条例

### (事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

### (委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第8号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員定数条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第200条第6項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合に常時勤務する一般職の職員（臨時的任用又は非常勤の職員を除く。）の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 8人
- (2) 議会の職員 2人
- (3) 監査委員の職員 2人
- (4) 公平委員会の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、同項第1号の職員が兼ねることができる。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

- (1) 休職者
- (2) 育児休業をしている者
- (3) 兼務者

2 前項第1号及び第2号の職員が復職し、又は職務に復帰することにより前条の定数を超えることとなるときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、当該職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第9号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項及び第4項並びに第29条第4項の規定に基づき、職員の分限及び懲戒に関し必要な事項については、千歳市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和29年千歳市条例第9号）の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第10号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務に関し必要な事項については、千歳市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千歳市条例第4号）の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。





報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第11号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項については、千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「千歳市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分数12号

急を要し、組合議会を招集する暇が無いと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項については、千歳市職員の育児休業等に関する条例（平成4年千歳市条例第16号）の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。





報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第13号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



## 道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与については、千歳市職員の給与に関する条例（昭和26年千歳市条例第1号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 組合を組織する市町及び北海道（以下「市町等」という。）から派遣された職員の給与については、前項の規定にかかわらず、管理者と当該職員を派遣した市町等の長が協議してこれを定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専 決 処 分 書 (写し)

専決処分第5号

急を要し、組合議会を招集する暇がないと認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成26年度道央廃棄物処理組合一般会計暫定予算について、別冊のとおり専決処分する。

平成26年2月18日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎



道央廃棄物処理組合議会定例会条例の制定について

道央廃棄物処理組合議会定例会条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 4 月 11 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法第 292 条において準用する同法第 102 条第 2 項の規定により、組合議会定例会の回数を定めるため、本案を提出する。





## 道央廃棄物処理組合議会定例会条例

道央廃棄物処理組合議会定例会の回数は、毎年2回とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



道央廃棄物処理組合情報公開条例の制定について

道央廃棄物処理組合情報公開条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 4 月 1 1 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

道央廃棄物処理組合の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、開かれた行政運営の発展に寄与するため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合情報公開条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の住民（以下「住民」という。）の知る権利を具現化するため、公文書の公開を求める権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、組合の行政運営について住民に説明する責務を果たすとともに、住民の理解と信頼の下にある開かれた行政運営の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、議会、公平委員会及び監査委員をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

### (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者

の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(公文書の公開を請求することができるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)

をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他当該公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の決定等)

第7条 実施機関は、前条第1項の請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して14日(同条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内に、当該公開請求に係る公文書を公開する旨若しくは公開しない旨又は第11条第1項の規定により当該公開請求を拒否する旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定(以下「公開決定等」という。)をしたときは、当該決定に係る請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等を行うべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を請求者

に速やかに通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときにあつては公開の場所及び日時を、公文書の公開をしない旨の決定（第12条第1項の規定による公開請求に係る公文書の一部を公開しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。）又は公開請求を拒否する旨の決定をしたときにあつてはその理由を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、公開しない旨の決定をした公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 公開請求に係る公文書に組合、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び請求者以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が次条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合におい

て、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(実施機関の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことと



されているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 組合と国、独立行政法人等、他の公共団体、地方独立行政法人その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの
- (5) 組合の機関内部若しくは機関相互間又は組合と国等との間における審議、検討、協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、意思形成に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
  - ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
  - イ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 法令等の定め又は実施機関が法律上従う義務を負う国若しくは北海道の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報  
(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場

合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の一部公開及び時限公開)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報を記録した部分がある場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該公文書のうち非公開情報が記録されている部分を除いて、これを公開しなければならない。

2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、当該公文書が期間の経過により公開することができることとなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第13条 公文書の公開は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書の公開は、文書又は図画について閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴その他実施機関が指定する方法により行う。

3 実施機関は、閲覧により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、前条第1項の規定により公文書を公開するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより公開することができる。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(救済手続)

第15条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき処分庁又は審査庁は、当該不服申立てがあった日の翌日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

2 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

（2）不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の法令等との調整）

第16条 この条例は、法令等の定めるところにより閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続きが定められている公文書については、適用しない。

（公文書の任意的公開）

第17条 実施機関は、この条例の規定により公開を請求できる公文書以外の公文書について、公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、当該申出に係る公文書に非公開情報が記録されている場合は、当該公文書は公開しないものとする。

3 第14条の規定は、第1項の規定により公文書の公開をする場合に準用する。（情報提供等）

第18条 実施機関は、総合的な情報公開制度を推進するため、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図り、組合の行政運営に関する正確で分かりやすい情報を住民が的確に得られるように努めるものとする。

（公文書目録の作成）

第19条 実施機関は、迅速に公文書が検索することができるように公文書目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（管理者の調整）

第20条 管理者は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、公文書の公開に関して報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例の制定について

道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方公務員法第7条第3項の規定により、道央廃棄物処理組合に公平委員会を設置するため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため同法第7条第3項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合公平委員会を設置する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第4号

道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
の制定について

道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づく、人事行政の運営等の状況の公表については、千歳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年千歳市条例第39号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用  
弁償に関する条例の制定について

道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法第292条において準用する同法第203条の2の規定により、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。



道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例

(平成26年4月11日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する職員のうち非常勤のもの（道央廃棄物処理組合議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員が職務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が委員会等に出席したときは、別表に定めるところにより費用弁償する。

2 特別職の職員が公務のため旅行をしたときは、その旅行に対し、その順路により費用弁償する。

3 前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、別表に掲げるもののほか、管理者相当額とする。

(重複支給の禁止)

第4条 委員会の委員長として報酬を受ける場合においては、当該委員としての報酬は支給しない。

2 同日又は同回中2種以上の職務に従事した場合は、高額な報酬又は費用弁償からその一を支給する。

3 前条第1項の規定による費用弁償と同条第3項の日当とは、重複して支給しない。この場合において、その額が異なるときは、いずれか多い方の額を支給する。

(支給方法)

第5条 報酬は、職務に従事した後に支給する。

2 前項に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



別表（第2条、第3条関係）

特別職の職員の報酬及び費用弁償

職名	報酬金額	費用弁償										
		委員会等出席(1日につき)					旅行					
		居所が市内にある場合		居所が市外にある場合		車賃 (1キロメートルにつき)		日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		
		在勤 庁ま で10 キロ メー トル 以内 の地 域	在勤庁まで10 キロメートル を超える地域	実費負 担がな い場合	実費負 担があ る場合	実費負 担がな い場合	実費負 担があ る場合	道 内	道 外	道内	道外	道内
代表監 査委員	日額 5,000 円	700 円	1,200 円	実費負 担に	在勤庁 までの	実費負 担に	37 円	37 円	1,300 円	1,450 円	12,900 円	14,300 円
監査委 員				700円 を加え た額	往復に 要する 距離1 キロメ ートル につき	700円 を加え た額						
公平委 員会委 員長					37円 を乗じ て得た 額に							
公平委 員会委 員					700円 を加え た額							

## 備考

- 1 千歳市内の旅行については、日当を支給しない。
- 2 石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、日高振興局及び胆振総合振興局管内の日帰り旅行については、日当を支給しない。
- 3 幌美内、支笏湖温泉その他管理者が指定する地域以外の千歳市内の区域で宿泊した場合の宿泊料は、この表に定める額の7割の額とする。

議案第6号

道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法第292条において準用する同法第203条の規定により、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。



## 道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の規定に基づき、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員が職務に従事したときは、別表に定める議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が議会等に出席したときは、別表に定めるところにより費用弁償する。

2 議長、副議長及び議員が公務のため旅行をしたときは、その旅行に対し、その順路により費用弁償する。

3 前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、別表に掲げるもののほか、管理者相当額とする。

(重複支給の禁止)

第4条 議長又は副議長として報酬を受ける場合においては、当該議員としての報酬は支給しない。

2 同日又は同回中2種以上の職務に従事した場合は、高額な報酬又は費用弁償からその一を支給する。

3 前条第1項の規定による費用弁償と同条第3項の日当とは、重複して支給しない。この場合において、その額が異なるときは、いずれか多い方の額を支給する。

(支給方法)

第5条 議員報酬は、職務に従事した後に支給する。

2 前項に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

議員酬及び費用弁償

職名	議員報酬	費用弁償										
		議会等出席（1日につき）					旅行					
		居所が市内にある場合		居所が市外にある場合		車賃 （1キロメートルにつき）		日当 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）		
		会議場まで10キロメートル以内の地域	会議場まで10キロメートルを超える地域	実費負担がない場合	実費負担がある場合	実費負担がない場合	実費負担がある場合	道内	道外	道内	道外	
議長	日額 5,000円	700円	1,200円	実費負担に700円を加えた額	会議場までの往復に距離1キロメートルにつき37円を乗じて得た額に700円を加えた額	実費負担に700円を加えた額	37円	37円	1,300円	1,450円	12,900円	14,300円
副議長												
議員												

- 1 千歳市内の旅行については、日当を支給しない。
- 2 石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、日高振興局及び胆振総合振興局管内の日帰り旅行については、日当を支給しない。
- 3 幌美内、支笏湖温泉その他管理者が指定する地域以外の千歳市内の区域で宿泊した場合の宿泊料は、この表に定める額の7割の額とする。



議案第7号

道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例の制定  
について

道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法その他の法令により出頭した証人、関係人等に対して支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令の規定に基づき出頭又は参加した証人、関係人等に対して支給する実費弁償に関し必要な事項については、千歳市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和31年千歳市条例第24号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 8 号

道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例  
の制定について

道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 4 月 11 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の規定により、財政事情説明書の作成及び公表に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による文書の作成及び公表に関し必要な事項については、財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年千歳市条例第12号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第9号

道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する。



道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(平成26年4月11日条例第20号)

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格の金額が1件につき1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(財産の取得又は処分)

第3条 法第292条において準用する法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2千万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5千平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第10号

道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 毎年度当初から経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





道央廃棄物処理組合財産条例の制定について

道央廃棄物処理組合財産条例を次のとおり制定する。

平成26年4月11日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

組合における財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する。



## 道央廃棄物処理組合財産条例

財産の取得、管理及び処分に関しては、別に定めがあるものを除くほか、千歳市財産条例（昭和39年千歳市条例第21号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「本市」及び「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合へ加入する。

平成 26 年 4 月 11 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

組合町村等の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入する。



## 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約

(昭和43年5月1日 地方第722号指令許可)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この組合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から総合的に統一完備することによって、町村財政の安定と健全化をはかり、併せて、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第11章の規定に基く町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。

#### (議員の範囲)

第1条の2 前条に規定する議員は、次に掲げる者とする。

- ① 町村の議会議員
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第3項の規定に基づき町村を市とする処分があった場合における当該市の議会議員
- ③ 2以上の町村の区域の全部又は一部をもつて市を置いた場合における当該市の議会議員
- ④ 市町村の議会議員が兼ねている特別地方公共団体の議会議員

#### (名称)

第2条 この組合は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合(以下「組合」という。)という。

#### (組織)

第3条 この組合は、別表第1の町村等、一部事務組合及び広域連合(以下「組合町村等」という。)をもつて組織する。

#### (共同処理する事務)

第4条 この組合は組合町村等の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第5条 この組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地北海道自治会館内におく。

## 第2章 議会

(議員)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数及び選出区分は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の組合の議員は、別表第2に定める選挙区ごとにその選挙区に応ずる定数により、それぞれ組合町村等の議会の議長が互選し、選挙区のうち特別区にあっては、組合町村等の長が互選する。

(任期及び失職)

第7条 組合の議員の任期は4年とする。

- 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議員が、組合町村等の議会の議長又は組合町村等の長でなくなったときは、同時に組合の議員の職を失う。

(補欠選挙)

第8条 組合の議員が欠けたときは、直ちに後任者を選出しなければならない。

(議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、組合の議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合の議員の任期による。

(議員報酬)

第10条 組合の議長、副議長及び議員には、議員報酬を支給しない。

## 第3章 執行機関

(組合長、副組合長及び会計管理者)

第11条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者各1人をおく。

- 2 組合長は、組合の議会において、組合町村等の議長のうちから選挙する。
- 3 副組合長は、組合長が組合の議会の同意を得て選任する。
- 4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。



- 5 組合長及び副組合長の任期は4年とする。
- 6 組合長は、組合を代表し、組合の事務を管理執行する。
- 7 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 組合長及び副組合長が、ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、あらかじめ組合長の指定した者がその職務を代理する。
- 9 会計管理者は、組合の出納、その他の会計事務をつかさどる。
- 10 組合長には給料を支給しない。

(職員)

第12条 第11条に定める者を除くほか、組合の事務を処理するため、職員をおくことができる。

- 2 職員に関し必要な事項は、条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人をおく。

- 2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て組合の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者にあつては、組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。

#### 第4章 組合の経費及び資産

(組合の経費)

第14条 組合の経費は、組合町村等の負担金、組合の財産から生ずる収入及びその他の収入をもつて充てる。

- 2 組合町村等は、議員の公務災害補償の支給に要する費用にあてるため、毎年度、組合に負担金を払いこむものとする。
- 3 前項の負担金の額及び納入方法は、別に条例で定める。

(資産の管理)

第15条 組合の資産は、組合長が管理し、現金は、最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

## 第5章 災害の補償

第16条 災害の補償の実施は、別に条例で定める。

## 第6章 加入及び脱退

(収入)

第17条 町村等がこの組合に加入するときは、別に定めるところにより、負担金及び準備金を納付させ、加入させるものとする。

(脱退)

第18条 組合町村等が組合から脱退するときは、当該町村等の納付した負担金及び準備金の総額から条例で定める経費の額を差し引いた額と当該町村等の議員に支給した災害補償金の額との差を組合に納付し、又は当該町村等に還付して脱退させるものとする。

## 第7章 補則

(地方自治法の準用)

第19条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めのないものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）中、町村に関する規定を準用する。

## 附 則

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この組合の設立に関する経費については、この規約の施行により設置される北海道町村議会議員公務災害補償組合が負担する。
- 3 第7条及び第11条第4項の規定にかかわらず、この組合設立の際に就任した組合の議員及び組合長の任期は昭和44年6月末日迄とする。

附 則(昭和48年9月10日地方第1194号指令許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則(昭和49年4月10日地方第422号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和49年4月10日地方第423号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和49年5月17日地方第567号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和49年8月2日地方第890号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日地方第258号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日地方第259号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年5月6日地方第495号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年7月4日地方第720号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年10月9日地方第1108号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年11月19日地方第1277号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和51年9月1日地方第919号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和51年11月4日地方第1214号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和52年3月9日地方第180号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和53年3月15日地方第263号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和53年11月16日地方第1355号指令許可)  
この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和54年4月7日地方第313号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和54年7月3日地方第641号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和54年11月12日地方第1076号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和54年12月27日地方第1241号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和55年3月6日地方第198号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和55年4月17日地方第422号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和55年5月29日地方第596号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和55年7月4日地方第724号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和55年10月20日地方第1141号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和57年6月18日地方第673号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和58年4月9日地方第365号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和59年3月1日地方第146号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日地方第300号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和59年4月2日地方第301号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和59年4月2日地方第306号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和59年7月19日地方第813号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和59年8月16日地方第918号指令許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日地方第4号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和60年4月17日地方第6号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和60年12月21日地方第1740号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和61年12月27日地方第1877号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日地方第4号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成2年4月21日市町村第190号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成2年5月21日市町村第354号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成3年3月13日市町村第1989号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月18日市町村第2035号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年7月22日市町村第603号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成3年11月19日市町村第1380号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成4年3月10日市町村第2022号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成4年6月9日市町村第476号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成6年3月17日市町村第2189号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成6年5月13日市町村第310号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成6年6月7日市町村第478号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成7年4月1日市町村第2号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成7年4月24日市町村第199号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成8年1月30日市町村第1974号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成8年2月1日から適用する。

附 則(平成8年8月8日市町村第871号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成8年9月1日から適用する。

附 則(平成8年8月16日市町村第911号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成8年9月1日から適用する。

附 則(平成9年3月12日市町村第2245号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成9年4月1日市町村第2号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成9年5月16日市町村第488号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成9年9月30日市町村第1484号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成10年3月25日市町村第2657号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成10年6月4日市町村第553号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

附 則(平成10年8月7日市町村第992号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成11年4月22日市町村第211号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年12月6日市町村第1403号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成13年3月5日市町村第1984号指令許可)

(施行期日)

第1条 この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成13年2月14日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際、規約第11条第4項に定める職務に現に在職する者の任期は、その者が当該職務に就任した日から改正後の規約に定める年数とする。

附 則(平成14年5月21日市町村第300号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成14年7月19日市町村第659号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成14年9月19日市町村第1036号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成15年2月5日市町村第1891号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則(平成16年1月21日市町村第10666号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成16年6月21日市町村第683号指令許可)

(施行期日)

第1条 この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成16年5月18日から適用する。

附 則(平成17年1月24日市町村第2314号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則(平成17年3月29日市町村第3038号指令許可)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月30日市町村第1233号指令許可)

この規約は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日市町村第1437号指令許可)

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年10月6日市町村第1495号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成17年10月7日市町村第1496号指令許可)

この規約は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成18年1月27日市町村第2284号指令許可)

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成18年2月3日市町村第2335号指令許可)

この規約は、平成18年2月6日から施行する。

附 則(平成18年2月24日市町村第2534号指令許可)



この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月1日市町村第2566号指令許可)

この規約は、平成18年3月5日から施行する。

附 則(平成18年3月7日市町村第2608号指令許可)

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月14日市町村第2723号指令許可)

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成18年3月22日市町村第2830号指令許可)

この規約は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年4月5日市町村第18号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成19年3月9日市町村第2056号指令許可)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(助役に関する経過措置)

2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）に、この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第11条第3項の規定により、副組合長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新規約第11条第5項の規定にかかわらず、施行日におけるこの規約による改正前の規約第11条第3項の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成19年6月12日市町村第413号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成19年7月3日市町村第521号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成20年9月1日市町村第951号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成20年11月4日市町村第1307号指令許可)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成21年3月31日付市町村第2072号指令許可）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成22年1月22日総行市第17号許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成22年4月23日総行市第136号許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成22年9月22日総行市第210号許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成23年6月14日総行市第60号許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成25年10月31日総行市第136号許可）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

別表第 1

石狩郡	当別町
石狩郡	新篠津村
北斗市	
松前郡	松前町
松前郡	福島町
上磯郡	知内町
上磯郡	木古内町
亀田郡	七飯町
茅部郡	鹿部町
茅部郡	森町
二海郡	八雲町
山越郡	長万部町
桧山郡	江差町
桧山郡	上ノ国町
桧山郡	厚沢部町
爾志郡	乙部町
奥尻郡	奥尻町
久遠郡	せたな町
瀬棚郡	今金町
島牧郡	島牧村
寿都郡	寿都町
寿都郡	黒松内町
磯谷郡	蘭越町
虻田郡	ニセコ町
虻田郡	真狩村
虻田郡	留寿都村
虻田郡	喜茂別町

虻田郡 京極町  
虻田郡 俱知安町  
岩内郡 共和町  
岩内郡 岩内町  
古宇郡 泊村  
古宇郡 神恵内村  
積丹郡 積丹町  
古平郡 古平町  
余市郡 仁木町  
余市郡 余市町  
余市郡 赤井川村  
空知郡 南幌町  
空知郡 奈井江町  
空知郡 上砂川町  
夕張郡 由仁町  
夕張郡 長沼町  
夕張郡 栗山町  
樺戸郡 月形町  
樺戸郡 浦臼町  
樺戸郡 新十津川町  
雨竜郡 妹背牛町  
雨竜郡 秩父別町  
雨竜郡 雨竜町  
雨竜郡 沼田町  
雨竜郡 北竜町  
雨竜郡 幌加内町  
上川郡 鷹栖町  
上川郡 東神楽町  
上川郡 当麻町

上川郡 比布町  
上川郡 愛別町  
上川郡 上川町  
上川郡 東川町  
上川郡 美瑛町  
上川郡 和寒町  
上川郡 剣淵町  
上川郡 下川町  
中川郡 美深町  
中川郡 音威子府村  
中川郡 中川町  
空知郡 上富良野町  
空知郡 中富良野町  
空知郡 南富良野町  
勇払郡 占冠村  
増毛郡 増毛町  
留萌郡 小平町  
苫前郡 苫前町  
苫前郡 羽幌町  
苫前郡 初山別村  
天塩郡 遠別町  
天塩郡 天塩町  
天塩郡 幌延町  
宗谷郡 猿払村  
枝幸郡 浜頓別町  
枝幸郡 中頓別町  
枝幸郡 枝幸町  
天塩郡 豊富町  
礼文郡 礼文町

利尻郡 利尻富士町  
利尻郡 利尻町  
網走郡 大空町  
網走郡 美幌町  
網走郡 津別町  
斜里郡 斜里町  
斜里郡 清里町  
斜里郡 小清水町  
常呂郡 訓子府町  
常呂郡 置戸町  
常呂郡 佐呂間町  
紋別郡 遠軽町  
紋別郡 滝上町  
紋別郡 興部町  
紋別郡 西興部村  
紋別郡 雄武町  
紋別郡 湧別町  
勇払郡 厚真町  
勇払郡 安平町  
勇払郡 むかわ町  
虻田郡 洞爺湖町  
虻田郡 豊浦町  
有珠郡 壮瞥町  
白老郡 白老町  
沙流郡 日高町  
沙流郡 平取町  
新冠郡 新冠町  
日高郡 新ひだか町  
浦河郡 浦河町

様似郡	様似町
幌泉郡	えりも町
河東郡	音更町
河東郡	士幌町
河東郡	上士幌町
河東郡	鹿追町
上川郡	新得町
上川郡	清水町
河西郡	芽室町
河西郡	中札内村
河西郡	更別村
広尾郡	大樹町
広尾郡	広尾町
中川郡	幕別町
中川郡	池田町
中川郡	本別町
中川郡	豊頃町
十勝郡	浦幌町
足寄郡	足寄町
足寄郡	陸別町
釧路郡	釧路町
厚岸郡	厚岸町
厚岸郡	浜中町
川上郡	標茶町
川上郡	弟子屈町
阿寒郡	鶴居村
白糠郡	白糠町
野付郡	別海町
標津郡	標津町

標津郡 中標津町  
目梨郡 羅臼町  
北海道市町村職員退職手当組合  
山越郡衛生処理組合  
北部桧山衛生センター組合  
南部後志環境衛生組合  
日高東部衛生組合  
道中央地区環境衛生組合  
渡島西部広域事務組合  
石狩北部地区消防事務組合  
日高中部消防組合  
日高中部衛生施設組合  
美幌・津別広域事務組合  
日高東部消防組合  
遠軽地区広域組合  
愛別町外 3 町塵芥処理組合  
南渡島消防事務組合  
川上郡衛生処理組合  
大雪浄化組合  
釧路北部消防事務組合  
利尻礼文消防事務組合  
羊蹄山ろく消防組合  
大雪消防組合  
北留萌消防組合  
日高西部消防組合  
南空知消防組合  
平取町外 2 町衛生施設組合  
利尻郡学校給食組合  
斜里地区消防組合



月新水道企業団  
岩内・寿都地方消防組合  
南宗谷消防組合  
北後志消防組合  
大雪清掃組合  
池北三町行政事務組合  
釧路東部消防組合  
利尻郡清掃施設組合  
南十勝複合事務組合  
大雪葬斎組合  
胆振東部日高西部衛生組合  
西空知広域水道企業団  
日高地区交通災害共済組合  
北空知衛生施設組合  
士別地方消防事務組合  
西胆振消防組合  
安平・厚真行政事務組合  
東十勝消防事務組合  
北空知広域水道企業団  
西十勝消防組合  
十勝圏複合事務組合  
十勝環境複合事務組合  
紋別地区消防組合  
西天北五町衛生施設組合  
南十勝消防事務組合  
北空知学校給食組合  
南渡島衛生施設組合  
留萌消防組合  
岩内地方衛生組合

北十勝消防事務組合  
北海道市町村備荒資金組合  
斜里郡3町終末処理事業組合  
長幌上水道企業団  
南渡島青少年指導センター組合  
西紋別地区環境衛生施設組合  
南空知公衆衛生組合  
桂沢水道企業団  
江差町ほか2町学校給食組合  
檜山広域行政組合  
後志教育研修センター組合  
南部桧山衛生処理組合  
岩見沢地区消防事務組合  
胆振東部消防組合  
羊蹄山麓環境衛生組合  
北見地区消防組合  
中標津町外2町葬斎組合  
根室北部衛生組合  
北空知衛生センター組合  
北空知葬斎組合  
南宗谷衛生施設組合  
根室北部消防事務組合  
深川地区消防組合  
利尻島国民健康保険病院組合  
羽幌町外2町村衛生施設組合  
稚内地区消防事務組合  
南部後志衛生施設組合  
上川北部消防事務組合  
名寄地区衛生施設事務組合

北十勝2町環境衛生処理組合  
石狩東部広域水道企業団  
北海道市町村総合事務組合  
奈井江、浦臼町学校給食組合  
十勝中部広域水道企業団  
石狩西部広域水道企業団  
留萌南部衛生組合  
釧路白糖工業用水道企業団  
札幌広域圏組合  
南空知葬斎組合  
北後志衛生施設組合  
空知中部広域連合  
渡島廃棄物処理広域連合  
日高中部広域連合  
根室北部廃棄物処理広域連合  
大雪地区広域連合  
北海道後期高齢者医療広域連合  
後志広域連合  
富良野広域連合  
広域紋別病院企業団  
北空知圏学校給食組合  
道央廃棄物処理組合

別表第2

選挙区	選挙区の区域	議員定数
第1区	石狩振興局管内の町村	1人
第2区	渡島総合振興局管内の町村	1
第3区	檜山振興局管内の町村	1
第4区	後志総合振興局管内の町村	1
第5区	空知総合振興局管内の町村	1
第6区	上川総合振興局管内の町村	1
第7区	留萌振興局管内の町村	1
第8区	宗谷総合振興局管内の町村	1
第9区	オホーツク総合振興局管内の町村	1
第10区	胆振総合振興局管内の町村	1
第11区	日高振興局管内の町村	1
第12区	十勝総合振興局管内の町村	1
第13区	釧路総合振興局管内の町村	1
第14区	根室振興局管内の町村	1
特別区	上記第1から第14区までの組合町村の長	3

北海道市町村総合事務組合への加入について

北海道市町村総合事務組合へ加入する。

平成 26 年 4 月 11 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、北海道市町村総合事務組合に加入する。



## 北海道市町村総合事務組合同規約

平成7年3月7日  
市町村第1973号指令

北海道市町村消防災害補償等組合同規約（昭和27年8月1日〔27地第1383号指令〕設立許可）の全部を次のように変更する。

### 第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

### 第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

（1） 組合構成団体である関係市の長 1人

（2） 組合構成団体である町村の長 14人

（組合議員の選挙）

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の

職にある者をもってあてる。

- 2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。  
第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は2年とする。
- 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。
- 7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。



(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 組合構成団体の負担金

(2) 組合の財産から生ずる収入

(3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雑則

(管理者への委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 従前の北海道町村非常勤職員公務災害補償組合の事務及び財産は、北海道市町村総合事務組合が承継する。

附 則（平成7年市町村第206号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成7年市町村第232号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成7年市町村第505号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成8年市町村第1911号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成8年市町村第973号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成8年市町村第974号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年市町村第1号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年市町村第487号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年市町村第490号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年市町村第814号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年市町村第815号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年市町村第1485号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年市町村第2462号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年市町村第2633号）

この規約は、許可で定める日から施行する。

附 則（平成10年市町村第442号）

この規約は、許可で定める日から施行する。

附 則（平成10年市町村第911号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年市町村第991号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年市町村第2607号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年市町村第137号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年市町村第792号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成12年市町村第1322号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成14年市町村第636号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成14年市町村第1018号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年市町村第1248号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年市町村第1890号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年市町村第1993号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年市町村第142号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年市町村第10641号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年市町村第10837号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年市町村第72号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年市町村第450号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年市町村第1906号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年市町村第2079号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年市町村第3037号）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年市町村第972号）

この規約は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成17年市町村第1223号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年市町村第1320号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年市町村第1438号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年市町村第1509号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成17年市町村第1510号）

この規約は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2166号）

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2226号）

この規約は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2311号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2404号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2480号）

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2522号）

この規約は、平成18年3月5日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2554号）

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2599号）

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2831号）

この規約は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2865号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第2932号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第85号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第352号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第660号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年市町村第1161号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年市町村第1757号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年市町村第2089号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則（平成19年市町村第2104号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年市町村第85号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年市町村第462号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成20年市町村第57号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成20年市町村第1240号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成21年市町村第164号）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成22年総行市第18号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成22年総行市第137号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成22年総行市第249号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成23年総行市第61号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成24年総行市第83号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

附 則（平成25年総行市第137号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第37号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体

支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 (16)	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、道央地区環境衛生組合、石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局 (17)	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島青少年指導センター組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構
檜山振興局 (11)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、桧山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局 (29)	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局 (34)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、

	雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、北空知学校給食組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
上川総合振興局 (30)	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局 (11)	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
宗谷総合振興局 (17)	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局 (24)	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団
胆振総合振興局 (12)	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合
日高振興局	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、え



(16)	りも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局 (28)	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団
釧路総合振興局 (12)	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局 (9)	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市 森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、白糠町 石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消
2 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事	

<p>務</p> <p>3 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p> <p>4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務</p> <p>7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務</p>	<p>防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合</p>
<p>8 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p>	<p>長沼町、新十津川町</p>
<p>9 地方公務員災害補</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木</p>

償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務

古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、道央地区環境衛生組合、石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島青少年指導センター組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、桧山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合

	<p>岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、北空知学校給食組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝消防事務組合西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糖工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>
<p>10 公立学校の学校医、学校歯科医及び</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差</p>

学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務

町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町



議案第 14 号

平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊のとおりとする。

平成 26 年 4 月 11 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎





監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 26 年 4 月 11 日提出

管理者 山 口 幸太郎

住 所 空知郡南幌町南 1 4 線西 2 0 番地  
氏 名 側 瀬 敏 彦  
生年月日 昭和 2 7 年 3 月 2 8 日

(提案理由)

道央廃棄物処理組合監査委員を選任するため、本案を提出する。



監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 26 年 4 月 11 日提出

管理者 山 口 幸太郎

住 所 北広島市北進町 1 丁目 5 - 1 ロイヤルシャトー S 1501  
氏 名 石 井 潤 一 郎  
生年月日 昭和 25 年 3 月 2 日

(提案理由)

道央廃棄物処理組合監査委員を選任するため、本案を提出する。



公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 26 年 4 月 11 日提出

管理者 山 口 幸太郎

住 所 千歳市信濃 2 丁目 7 番 15 号  
氏 名 川 瀬 正 明  
生年月日 昭和 22 年 5 月 1 日

(提案理由)

道央廃棄物処理組合公平委員会委員を選任するため、本案を提出する。



公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 26 年 4 月 11 日提出

管理者 山 口 幸太郎

住 所 北広島市松葉町 6 丁目 2 番地 K 棟 9 0 2 号  
氏 名 橘 功 記  
生年月日 昭和 38 年 7 月 3 日

(提案理由)

道央廃棄物処理組合公平委員会委員を選任するため、本案を提出する。





公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 26 年 4 月 11 日提出

管理者 山 口 幸太郎

住 所 夕張郡長沼町東 4 線南 1 番地  
氏 名 古 川 大 之  
生年月日 昭和 29 年 12 月 1 日

(提案理由)

道央廃棄物処理組合公平委員会委員を選任するため、本案を提出する。